

## 【県域助成10】

社会福祉法人 宮城県共同募金会

### 令和6年度事業 難病救援活動支援助成事業 募集要項

#### 1 目的

難病患者及び家族会等を支援する団体が行う難病援助活動等に対して助成するものとする。

#### 2 定義

この要項における用語の定義は、次のとおりとする。

難病とは、効果的な治療方法が確立されず、長期にわたり療養が必要な疾病で、厚生労働省が指定する難病をいう。

#### 3 助成対象団体

厚生労働省指定難病患者及び家族会等に対して、難病援助活動を行い、下記の要件を満たす非営利活動団体を対象とする。

- (1) 県内に活動拠点を置き、県域又は市町村域で活動している民間団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (2) 団体の定款、会則、規約、事業計画・予算・決算等が整備され、団体としての活動実績が3年以上であること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- (3) 企業、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。

#### 4 助成対象事業

##### (1) 当事者支援活動

- ① 公共機関での手続きや医療機関等への移動支援
- ② 生活情報等に関する提供支援
- ③ 当事者間の交流、サロン活動支援

##### (2) 普及啓発活動

- ① 広報媒体を活用し、広く難病支援活動等について周知することを目的とするもの
- ② 難病支援活動等に関する講演会等を通じて周知することを目的とするもの

##### (3) 傾聴、相談支援活動

#### 5 助成対象経費

前項に定める助成対象事業を行う場合に要する経費のうち、別表に定める経費によるものとする。

なお、助成金以外に、他事業の補助金又は助成金等の交付を受けている場合は、重複する対象経費は除くものとする。

#### 6 助成申請

申請団体の代表者（以下、「申請団体の長」という。）は、助成金申請書（様式第1）を別に定める期日までに県共募会長あて提出しなければならない。

また、助成金申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請団体の定款、会則、規約、役員、会員名簿
- (2) 事業計画・収支予算書

7 募集期間

令和5年7月24日（月）～9月22日（金）※本会必着（当日消印有効）

8 助成決定

県共募配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第2）により申請団体の長に通知する。

9 事業の変更等

助成金の決定後、事業の変更又は廃止をしようとするときは、変更（廃止）申請書（様式第3）を県共募会長に提出し、承認を得なければならない。

10 完了報告

申請団体の長は、事業完了後すみやかに助成金事業完了報告書（様式第5）を県共募会長あて提出するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、助成交付に関し必要な事項は、県共募会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年6月30日から施行する。

別表

経費	区 分	内 容
	(1) 謝金	・ 普及啓発を目的とした講演会等の講師謝金
	(2) 交通費	・ 当事者支援活動に要した交通費
	(3) 車両燃料費	・ 当事者支援活動に要した車両燃料費
	(4) 消耗品費	・ 事務用品等
	(5) 印刷製本費	・ 普及啓発広報媒体紙やパンフレット等の印刷費
	(6) 光熱水費	・ 事業に係るものに限る
	(7) 通信運搬費	・ 電話代、切手代
	(8) 賃料及び使用料	・ 普及啓発を目的とした講演会等の会場使用料
	(9) 備品購入費	・ 広報用カメラ、記録整理棚等購入費
	留意事項	・ 備品購入費は、1購入品単価10万円以下とする。 ・ 他団体により補助又は助成を受ける経費については対象外とする。
助成上限		・ 1事業の上限額を50万円とする。